

### 第433回南国市議会定例会会議録

第6日 令和5年12月11日 月曜日

#### 出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—\*—

#### 欠席議員

なし

—\*—

#### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島章
参事兼財政課長 渡部靖	参事兼企画課長 松木和哉
情報政策課長 竹村亜希子	危機管理課長 山田恭輔
税務課長 高野正和	市民課長 高橋元和
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター 所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 古田修章	農地整備課長 田所卓也
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 若枝実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局局長	中村比早子
消防長	小松和英		

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

\*—————\*

#### 議事日程

令和5年12月11日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和5年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 令和5年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第9号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例
- 第11 議案第11号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 第18 議案第18号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 第21 議案第21号 調停の申立ての取下げについて
- 第22 議案第22号 字の区域の廃止について
- 第23 議案第23号 香美郡殖林組合の解散について
- 第24 議案第24号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
- 第25 議案第25号 事務用パソコン購入契約の締結に係る追認について
- 第26 議案第26号 事務用パソコン購入変更契約の締結に係る追認について
- 第27 議案第27号 南国市教育委員会委員の任命の同意について
- 第28 議案第28号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第29 報告第1号 債権放棄の報告について
- 第30 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について

—————\*—————

### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第30まで

—————\*—————

午前10時 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

—————\*—————

### 議案第1号から議案第28号まで、報告第1号、報告第2号

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第28号まで及び報告第1号、報告第2号、以上30件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第2号の質疑を終結いたします。  
議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第3号の質疑を終結いたします。  
議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第4号の質疑を終結いたします。  
議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第5号の質疑を終結いたします。  
議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第6号の質疑を終結いたします。  
議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第7号の質疑を終結いたします。  
議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第8号の質疑を終結いたします。  
議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第9号の質疑を終結いたします。  
議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第10号の質疑を終結いたします。  
議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第11号の質疑を終結いたします。  
議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。3番松本信之助議員。

〔3番 松本信之助議員発言席〕

○3番（松本信之助） おはようございます。議席番号3番、民主クラブの松本信之助です。

今回の選挙で応援していただいた皆様のおかげでこの場に立たせていただくことができました。収まる気配のない物価高騰により、市民の皆様、特に収入の低い方は本当に今苦しんでおられます。誰もが輝ける南国市を目指して精いっぱい取り組ませていただきますので、よろしくをお願いいたします。そのためにも、今回の議案に対する質問をさせていただこうと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号に対する質疑をさせていただきます。

まず、今回のこの給与改定による条例ですけれども、まず南国市役所における正規職員の人数を教えてくださいのと、この議案第14号の2ページ目、附則の3、改定後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の南国市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすとありますが、これは給与改定に伴い、4月に遡って支払うのかどうか教えてくださいのと、その遡及をする場合の支払い総額について、あとは今年度入職した職員の遡及額を教えてくださいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） おはようございます。

11月1日現在で、再任用職員を含め正規職員は466人です。人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じた改定を行うもので、給料の額につきましては、令和5年4月1日に遡及して改定するものでございます。遡及分の予算の総額につきましては、基本給につきましては1,810万9,819円、賞与につきましては859万2,794円の増額となります。本市の場合の新規採用職員の給料額は、4年制大学の新卒者の場合は、1級21号給に位置づけられますので、17万5,300円から18万7,300円になり、その差額は

1万2,000円となります。

○議長（岩松永治） 3番松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。分かりました。民間の賃金上昇や物価高の現状で給与改正や遡及があることは、特に若い職員にとってはありがたいことだと思っております。この回答を受けまして、また議案第17号の際に質問させていただきますので、ここでの質疑は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。3番松本信之助議員。

〔3番 松本信之助議員発言席〕

○3番（松本信之助） また失礼させていただきます。議案第17号に対する質疑をさせていただきます。

正規職員は466人ということでしたが、会計年度任用職員の人数を教えてくださいということ。それで、この改正条例の附則にあります2番、この条例による改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る給料について適用し、同日前の勤務に係る給料についてはなお従前の例によるとありますけれども、会計年度任用職員に関しては4月に遡っての支払い、遡及はしないのかどうなのか。しないのであれば、その理由を教えてくださいということ。そして、近隣、例えば県庁、高知市や香南市では遡及をするという回答がありました。香美市におきましても一部例外はありますが、遡及をするということですが、ほかの自治体で遡及しない自治体はあるのかどうか教えてくださいませんか。よろしくお願います。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 11月1日現在で、会計年度任用職員は382人です。会計年度任用職員につきましては、前制度である臨時職員の制度のときから遡及適用はせず、人事院勧告のあった翌年1月から適用しておりますので、今回につきましても同様に、令和6年1月から適用をすることとしております。マイナス改定のあったときもそのように適用をさせていただいております。他市の状況ですが、11市のうち、本市以外に2市が遡及適用をしないと聞いております。

○議長（岩松永治） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 正規職員は466人に対して、会計年度任用職員は382人いるということで、約45%、約半数が会計年度任用職員に頼っている現状であるかと思います。そもそも正規職員と非正規職員の間での不合理な待遇格差をなくす同一労働同一賃金が始まる中で、国も正規と非正規の公務員の格差是正を図るための制度として会計年度任用職員が始まったかと思えます。これによってボーナスや退職手当などの支給が可能となったはずなんですけども、実際は官製ワーキングプアと呼ばれている現状がありますし、退職手当をもらっている会計年度任用職員は南国市役所にはほぼいないかと思われまます。

ここで市長にお聞きしたいのですが、今西市議の一般質問の際に、非正規を多く雇い、コスト削減を行った結果、社会の賃金上昇がなくなったと、そういった答弁をされていたかと思えます。また、格差の是正、賃金アップの好循環は必要であるとの答弁もいただけたかと思えます。しかしながら、正規職員は遡及を行い、格差是正を図るために始まった会計年度任用職員には遡及をしないということは、一番身近な組織の中で賃金格差が大きく生まれてしまいます。そのことに対してどう思っているのかお答えいただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 今回の改正につきましては、先ほど総務課長も申し上げたとおり、今までの臨時職員の制度でも給与改定があったときは遡及適用はしてこなかったところがございます。昨年も人勧があったんですが、昨年も1月からの適用ということにしておるところでございます。今回も同様に実施させていただくということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（岩松永治） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。会計年度任用職員の方のほとんどは、この遡及の問題を知らされずに働いているかと思ひます。しかし、こういった現状があるということ

を聞いてしまうと、本当にかかりすぎるのではないのかなと思うんです。そうだったら遡及を行う高知市や香南市などで働くほうが良いと思われても仕方がないのかなというふうにも思いますし、もしそれが本当に現実になってしまうと、たちまち困るのは雇用の約半数を会計年度任用職員に頼っているこの南国市じゃないかと思われまます。確かにマイナス査定の場合の適用をどうするか、そういった問題もありますけれども、政府は賃上げが当たり前となる経済に向けた道筋を着実なものとすると言ってますし、今後も賃上げは続いていくと思われまますので、遡及の問題を早く解決していかなければ、ずっと給与改定の際には庁舎内での格差を生み続けていくものであるのじゃないかと思っております。

この格差の問題もそうですけれども、全国的には会計年度任用職員の大半が女性、南国市においても例外ではないかと思います。このように、様々な問題を抱えている南国市の会計年度任用職員制度ですけれども、今回は議案に対してはこの質問にとどめさせていただきますけれども、執行部の皆様も他人事と思わず、共に働く仲間としてこの遡及の問題を考えていただきたいと思っておりますし、議員の皆様におきましても、このように身近で賃金格差を生み出しているこの状況の解消に向けて共に考えてもらいたいと思っております。できることでしたら、年度内での遡及問題の解決と実施を、さらに今後は正規職員と同じく遡及をしていただきたいとお伝えさせていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。議案第17号の南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、先ほど松本議員からも質疑がありましたけれども、私のほうからも少し質疑をいたします。

会計年度任用職員への月例給の改定はよしとしても、先ほどもありましたように4月遡及をしないということは、職場における正規職員と非正規職員の均等待遇を否定するものでもありますし、また同一労働同一賃金の原則にも反するのではないのでしょうか。格差拡大にもつながってもまいりますし、もう前例踏襲ではいけないのではないのでしょうか。改めて総務課長の見解をお尋ねします。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 会計年度職員の給料については遡及適用を今まで実施しておりませんでしたので、今回につきましても同様にさせていただきました

いと思っております。御理解のほうをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 総務課長から答弁をいただいたわけですので、松本議員の答弁と変わるわけではないわけでしょうけれども、遡及改定に係る一般財源の所要額については、地財計画上も追加財政需要額が計上もされてきましたし、地方交付税の増額交付の中で対応するという国の方向、これも閣議決定をして補正の中に組み込まれた経緯があります。公務員の職場は、非常にこの間、人員削減やアウトソーシングなどで慢性的な人員不足が生じて、非常に多忙という中にあるのが現実だと思いますし、特にコロナ対策、さらには災害対策なんかで職員も非常に厳しい実態に置かれているのが現状です。これからも公共サービスを維持をして市民を守り、地域を守り抜く、そのためには労働者の健康やモチベーションを保つという労働条件を確保するという事は、大変これから大事なことになると思いますし、公正公平な立場で職員の労働条件や処遇改善は、これからは大前提になってくると思いますので、先ほども議論がありましたように、他市の状況から見ても南国市は遅れているのではないかと、このようにも考えます。当然財源措置の展望が出てくるわけですが、賃上げも含めて格差を是正をしていくというのはもう世の中の趨勢でありますので、市長をはじめ財政当局の英断を期待とお願いをして、私の質疑を終わります。答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第21号の質疑を終結いたします。  
議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第22号の質疑を終結いたします。  
議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第23号の質疑を終結いたします。  
議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第24号の質疑を終結いたします。  
議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第25号の質疑を終結いたします。  
議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第26号の質疑を終結いたします。  
議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第27号の質疑を終結いたします。  
議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第28号の質疑を終結いたします。  
報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第1号の質疑を終結いたします。  
報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第2号の質疑を終結いたします。  
これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号、議案第28号及び報告第1号、報告第2号、以上4件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第27号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第27号は同意することに決しました。

次に、議案第28号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第28号は推薦に同意することに決しました。

なお、報告第1号、報告第2号、以上2件は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

—————\*—————

#### 議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岩松永治） ただいま議題となっております議案第1号から議案第26号まで、以上26件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

—————\*—————

#### 議 案 付 託 表

## 総務常任委員会

- 議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算  
第1条歳入歳出予算の補正  
歳入の部  
歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費  
第2条繰越明許費の補正  
第3条債務負担行為の補正  
第4条地方債の補正
- 議案第11号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 議案第23号 香美郡殖林組合の解散について
- 議案第24号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
- 議案第25号 事務用パソコン購入契約の締結に係る追認について
- 議案第26号 事務用パソコン購入変更契約の締結に係る追認について

## 産業建設常任委員会

- 議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算  
第1条歳入歳出予算の補正  
歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
- 議案第2号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 議案第3号 令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第7号 令和5年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第8号 令和5年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第10号 南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

議案第22号 字の区域の廃止について

#### 教育民生常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第4号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第5号 令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第6号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第9号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第20号 南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について

議案第21号 調定の申立ての取下げについて

—————\*—————

○議長（岩松永治） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。明12日と13日の2日間は、委員会審査等のため休会し、12月14日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

12月14日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時21分 散会